

老齢年金を受けているみなさんへ

「扶養親族等申告書」を忘れずに

老齢年金を受けている人は、毎年1回「扶養親族等申告書」の提出が必要です。これは、翌年に支払われる年金から、所得税を適正に源泉徴収（課税）するために行われるものです。

問合せ 国民年金係 ☎ 89-2168



対象者には、11月初旬に国から「扶養親族等申告書」（はがき形式）が送られます。忘れないで提出（送付）してください。

提出期限は、12月1日です。

課税の対象となる年金は？

老齢と退職を支給事由とする年金が課税の対象となります。

老齢と名のつく年金であっても一定の額に満たない場合や、障害年金、遺族年金は、課税の対象となりませんので、「扶養親族等申告書」は送付されません。

課税の対象となる人は？

年間に受け取る年金額が次の額以上になる人です。

- ① 65歳未満の人：108万円以上
- ② 65歳以上の人：158万円以上

※なお、収入が年金のみで受け取る年金額がこの額に満たない人や、年金額が各種控除額を合算した額より少ない場合、所得税はかかりません。

申告書を提出し忘れたら

配偶者控除などを受けられる人が、「扶養親族等申告書」を提出し忘れた場合は、確定申告をしていただくこととなります。

対象となる人は、忘れないで申告書を提出（送付）してください。



国民年金保険料を年末調整や確定申告において申告する際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」など証明書の添付・提示が義務づけられました。

所得税法などの一部が改正され、17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際、1年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付することなどが義務づけられました。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同じように、1年間に納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書（はがき形式）が、11月初旬に国から送られます（10月以降、本年初めて保険料を納付する人には、翌年2月初旬に送付されます）。

年末調整や確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

国民年金の保険料納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。